

図 7

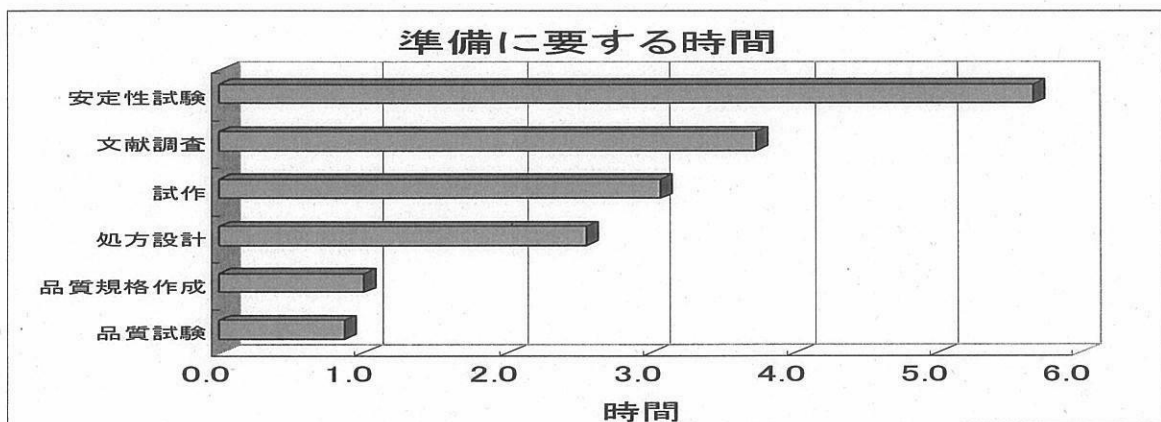


図 8

6. 予製剤

予製剤は、予めある程度の量を製剤することで、調剤の合理化を図るため行われる製剤と位置づけられる。予製剤を調製する場所は、製剤室であったり、調剤室であったりと施設の規模等によって異なる。今回の調査では内用散剤の調製が 740 件 (36.6%)、軟膏剤の調製が 488 件 (24.1%)、外用液剤の調製が 309 件 (15.3%)、消毒剤の調製、希釈が 144 件 (7.1%)、点眼・点耳・点鼻薬の調製が 96 件 (4.7%)、錠剤の粉碎が 51 件 (2.5%)、外用散剤が 10 製剤 (0.5%) であった (図 9)。

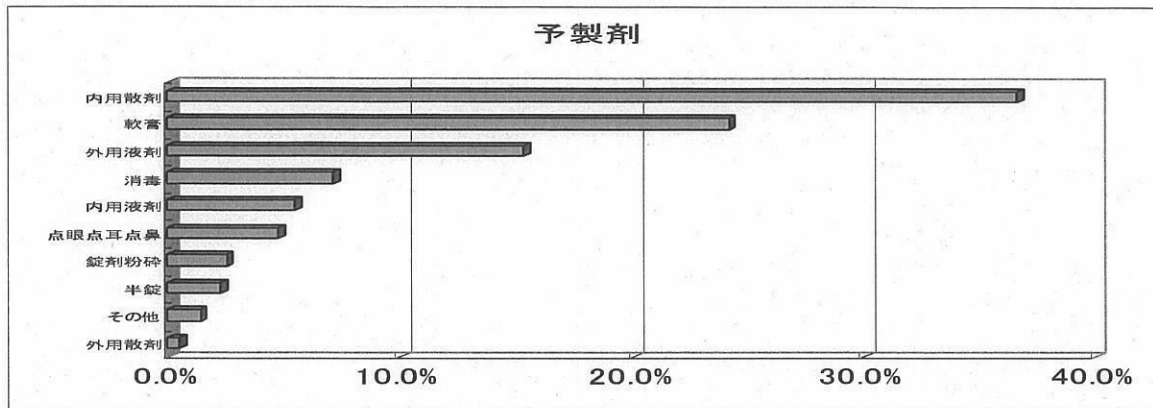


図 9

内用散剤の内訳は比較的良好に処方される散剤を予め混合調製する予製剤が 18 件 (2.4%)、ジゴキシン散や乾燥甲状腺末などを 10 倍、100 倍、1000 倍など乳糖などで希釈する倍散が 92 件 (12.4%)、予め散剤を分包しておくものが 222 件 (30.0%)、医師と記号により処方内容を取り決めた約束処方の調製が 408 件 (55.1%) であった (図 10)。

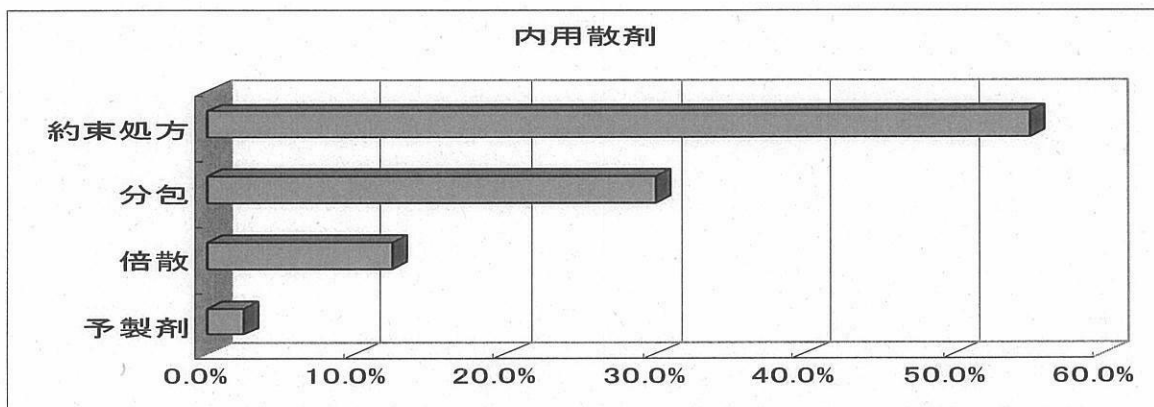


図 10

軟膏の予製は約束処方による調製が 228 件 (46.7%)、2 種類の軟膏を混合製剤するものが 237 件 (48.6%)、軟膏を少量の軟膏壺に小分けするものが 23 件 (4.7%) であった (図 11)。